

第2回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月7日（金） 午後2時55分
- 2 開催場所 いすみ市岬公民館 1階 大会議室
- 3 出席委員（13名）

1番 織本 幸一	2番 麻生 等	3番 吉田 良和
4番 高橋 奈緒美	5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六
7番 岩瀬 俊哉	8番 菰田 賢	9番 松崎 秋夫
10番 福山 博久	11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義
13番 中村 好男		
- 4 欠席委員（0名）
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 令和6年度第11次農用地利用集積計画（案）について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 - その他

(開会 午後2時55分)

事務局 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、令和7年第2回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は4つでございます。

最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、織本会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番、高橋委員、議席番号11番、吉野一夫委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件についてご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、深谷字水神塚 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、遠方に居住し、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。みかん・ユズ・梅等を計画しております。

申請土地、島字島 地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号3、番号4、は関連がございますので一括で説明いたします。

譲渡人理由は、離農のためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、行川字堀口 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇筆合計
〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3、4です。

譲受人は法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利なためです。水稻を計画して
います。

申請土地、山田字下舟河原 地目、田、〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、上布施字笹笹 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇筆合
計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号7、譲渡人理由は、遠方に居住し、耕作が困難なためです。

譲受人理由は譲渡人の要請に応じるためです。水稻を計画しています。

申請土地、岬町椎木字関下 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇筆
合計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

番号8、譲渡人理由は、譲受人の要請に応じるためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。ハウス栽培でのジャガイ
モ・トマト・ピーマン等を計画しています。

申請土地、岬町江場土字宮下 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇
筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は8です。申請地の現状は
休耕田であり、ハウス栽培を行うにあたり、現地は埋立て予定です。農地

法3条許可後に、埋立て規模により必要な農地法上の申請及びいすみ市小規模埋立て条例の申請がなされる予定です。

以上で説明を終わりにいたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、6番、鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 はい。6番、鳥山です。

番号1番は水稻栽培されている土地で、譲受人が既に栽培しているため問題ないと思われます。

番号2についても、現地は畑で果樹栽培として使用することとて、こちらも問題ないと思われます。

よろしくお願ひします。

議長 続きまして、番号3及び番号4について、10番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 10番の福山です。

番号3、番号4について事務局の説明のとおり耕作されているので、特に問題はないものと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 続きまして、番号5について、7番、岩瀬委員の補足説明をお願いいたします。

岩瀬委員 7番 岩瀬です。図面番号5ですとわかりづらいのですが、タブレットで見ますとわかりやすいのですが、割田になっております。

耕作については、事務局の説明のとおり、問題ないと思ひます。

よろしくご審議お願ひします。

議長 続きまして、番号6について、11番、吉野一夫委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 11番 吉野です。譲請人は東京から水稻したいとて、すでに就農していましたが、規模を拡大したいとて、問題ないと思われます。

よろしくお願ひします。

議長 続きます、番号7について、3番、吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。譲受人がすでに耕作していることから、特に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 続きます、番号8について、9番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。譲受人の自宅前の土地で計画では、埋め立てしてハウス栽培を予定しているとのことで、管理も行き届き問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きます、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は、岬町江場土宮下の畑〇〇〇〇㎡でB&G海洋センターの南西に位置します。図面番号8です。

申請地は、土地改良事業施行済であるため、第1種農地に該当し、原則として転用は許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は現在賃借している住宅の斜め向かいの土地を取得し、自己の専用住宅（〇〇㎡）、仕事用の物置（〇〇㎡）の建築及び資材置場（〇〇㎡）の整備を行います。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流します。

権利の内容は、転用を伴う所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇万円で借入金にて賄います。

他法令の関係は、道路法について道路占用許可済です。

以上説明を終わります。

ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、9番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。

この土地に関しましては、3年前ほどに3条で売買されている土地が含まれており、周りの畑もあれており、住宅も隣接しているため、特に問題点はないと思われます。

よろしくご審議のほどお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひします。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和6年度第11次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、令和6年度第11次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和7年1月20日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は17ページに記載させて頂いております。

賃借権24件、使用貸借権6件、貸付者28名、借受者17名、田、109,253㎡ 畑、655㎡でございます。

以上の計画(案)は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。新規設定で、賃借権2件、貸付者2名、借受者2名、田、20,143.㎡。

以上の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。
今回は1月28日までに回答済の9件について、議案書21ページから22ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますか。

委員 なし。

議長 他にないようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第2回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時18分)

議事録署名人

議長

4 番委員

1 1 番委員